

標 題 : 2024年度共済推進県本部交付金について
発信番号 : 自治労発2024第0892号
発信日付 : 2024年7月29日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃のご健闘に敬意を表します。
さて、じちろう共済の2023年6月から2024年5月までの実績を反映した2024年度共済推進県本部交付金の交付額について、第11回本部共済推進委員会(7月16日)および第22回中央執行委員会(7月22日)で確認しました。
つきましては、交付期日は4か月先を予定しているものの、県本部予算作成に関係するため下記のとおり事前にご案内いたします。

記

1. 交付予定日
2024年11月下旬を予定しています。
2. 2024年度共済推進県本部交付金の支払い基準について
2023年6月~2024年5月末の実績に応じて、以下の基準で交付します。
※ なお、下表C②の本人61歳契約更新分については、退職者団体生命共済を含むものとします。

A 県本部共済推進委員会の基本活動費
全県一律1県本部(社保労連を含む)150万円

B 加入状況の維持に関わる費用
団体生命共済加入口数1口あたり0.5円

C 組織強化・拡大のための共済推進費用
① 自治労共済全種目加入総口数

対前年度と比較し増加した伸び率上位10県本部に各100万円

C 組織強化・拡大のための共済推進費用
② 団体生命共済の新規件数

団体生命共済新規件数1件あたり5,000円
(件数は、本人新規契約分および本人61歳契約更新分※の合計件数とする)
* 県本部は上記金額の60%以上を単組に交付する。

3. 交付金の活用について

共済推進県本部交付金運営要綱第5条に基づき、以下の対応をお願いします。

- (1) 県本部において予算管理を行い、支出内容について県本部共済推進委員会で協議、確認する。
- (2) 共済の推進と組織の強化・拡大の運動が連携するように努める。また共済県支部との共同推進を担う。
- (3) 交付金の活用実績について毎年本部共済推進委員会に報告する。

4. 単組への交付について

2022年6月1日から2025年5月末までの期間に限り、共済推進県本部交付金運営要綱（経過措置 その2）第3条に基づき、県本部は支払い基準C②（団体生命共済の新規契約1件あたり5,000円）の60%以上を単組に交付することになりますので、ご注意ください。

なお、県・単組別の契約件数実績については、添付の「単組別件数実績」にてご確認ください。

5. 活用実績報告と単組交付金規程について

(1) 2023年度共済推進県本部交付金の活用実績報告

- ① 昨年度交付金の活用実績と2024年10月末の残高を、別添の書式を活用し報告願います。
- ② 報告期間は、以下のいずれかをお願いします。
ア 県本部の会計期間
イ 2023年11月1日～2024年10月末

(2) 各県本部の共済推進単組交付金規程

各県本部から単組への共済推進単組交付金の交付に関して、必要な事項を定める「共済推進単組交付金規程」の報告をお願いします。（※書式自由）

(3) 報告（提出）方法

こちらのキントーンに登録をお願いします。

<https://jichiro.cybozu.com/k/670/>

(4) 報告期日

2024年11月11日（月）までとします。

6. その他

ご不明な点は、総合組織局・本部共済推進委員会事務局（Tel.03-3263-0271）の田村・松村までお願いします。

添付ファイル：

【参考】共済推進県本部交付金運営要綱.pdf

2024年度共済推進県本部交付金一覧.pdf

単組別件数実績.zip

2023年共済推進県本部交付金活用報告書（●●県本部）.xlsx